

質問回答表

件 名	菅野発電所ほか8発電所の電力売却	公募開始日	令和5年7月18日	質問回答日	令和5年8月4日
事 項	質 問 内 容	回 答 内 容			
参加表明の取消し	<ul style="list-style-type: none"> 参加表明後、参加が困難となった場合には、ペナルティーなしに（提案書の提出辞退も含む）、参加表明を取り下げや参加辞退することは可能か？ 	<ul style="list-style-type: none"> 参加辞退（提案書の提出辞退を含む）となった場合のペナルティーはありません。提案書提出期限までに辞退理由等を記した辞退届を提出してください。 			
提案書の位置づけ等	<ul style="list-style-type: none"> 提案書の記載内容（受給開始日までに作成・提出する実施計画書を含む）は、その時点での提案内容であり、法的拘束力なし、それによって買受人が将来にわたり履行義務を負わないと理解で良いか？ 取り下げは可能か？ 買受人は、契約対象となる発電所を選択することは可能か？ 買受人に選択する権利はなく、あくまで9発電所からの余剰電力を買受けることが公募条件になるのか？ 審査結果次第では、例えば、契約対象となる発電所が減少することはあるのか？ 	<ul style="list-style-type: none"> 提案内容（CO2フリープランの創設、販売方法）について、契約期間中は履行義務を負っていただきます。ただし、販売量等の提案については、努力義務であり、必ずしも達成しなければならないものではありません。 契約対象は9発電所であり、買受人は9発電所で発電した電力（所内の消費電力を除く）の全量を購入することが条件となります。 			
予定売却電力量	<p>令和6年度、7年度の予定売却電力量が公開されている。</p> <ul style="list-style-type: none"> 発電所単位、時間帯・月別の電力量データを提供いただくことは可能か（excel file）？ また、予定売却電力量の主な前提条件、発電パターンの基本的な思想を教えてください。 	<ul style="list-style-type: none"> 予定売却電力量の時間帯別のデータはありません。発電所別、月別の予定売却電力量は仕様書等に記載のとおりですが、エクセルでのデータ提供は可能です。 予定売却電力量は、過去30年間の送電実績の平均値を基に、令和6年度、令和7年度の停電作業等により発電できない電力量を減じたものです。 ピーク発電所（菅野、木屋川、新阿武）の発電パターンについては、工業用水等への供給に支障がでないように運転パターンを組んでいます。仕様書の別紙1に令和3年度、令和4年度のピーク 			

		<p>発電所の時間帯別送電電力量実績を付けていますのでそちらを参考にしてください。</p>
	<p>調整池の運用や河川からの流れ込み、工業用水道の使用量増減による流量増減により発電量見込みと実績が乖離することがあるとの記載されている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 発電量見込みと実績は、どれくらい乖離してきたか（発電所単位。上下の振れ幅のレンジ）？ <p>・ 発電量見込みへの影響が大きい要因を影響度の大きい順番に3つ列挙するとすれば何か？ 工業用水道の使用量増減による発電量見込みへの影響はどれくらいか？</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 各発電所の乖離の詳細なデータはありませんが、昨年度の実績として、9発電所合計の発電見込み（計画値）と実績では、月単位で1～3%程度の乖離があります。 <p>殆どの発電所は流量一定制御（設定した流量になるようにGVを自動制御）であるため発電電力は一定であり、通常は計画値と実績値に大きな乖離は発生しませんが、急に発電量が増減する場合には、事前の発電見込みの通知は困難となるため、一時的に乖離が発生します。</p> <p>なお、流れ込み式発電所である本郷川発電所や、水位一定制御（放水庭の水位が設定した水位なるようにGVを自動制御）である末武川発電所については、河川の流量や工業用水の使用量により変化するため、発電実績と発電見込みに乖離が発生する場合があります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 影響を与える主な要因として、発電所の故障等による発電停止、降雨等のダム流入増加による発電量の増加、工業用水使用量の変更による発電量の増減があります。 <p>工業用水の使用量増減による影響については、計画的な断水等による大きな使用量の変更は予め把握できるため発電見込みと実績で大きな乖離は発生しませんが、工業用水道に係る事故等による突発的な使用量の増減については予測ができないため、事前の発電見込みの通知は困難となります。</p> <p>また、通常の工業用水の変更は少量であるため、発電電力に与える影響は殆どありません。</p> <p>なお、事前に発電見込みの通知ができない場合でも、遅滞なく発</p>

	<ul style="list-style-type: none"> ・ 発電実績が発電量見込みと変わる時期や特徴はあるか？ ・ 発電量実績に与える影響は以下の理解で良いか？ 河川からの流れ込み増加（減少）→発電量増加（減少） 工業用水道の使用増加（減少）→発電量減少（増加） 	<p>電見込みの変更を通知します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 豊水期は、降雨による急激なダム流入量の増加により、急な発電電力の増加が多くなり、事前の発電見込みの通知ができない場合があります。 ・ 河川からの流れ込みについてはお見込のとおりですが、工業用水については、工業用水の使用量が増加（減少）すると発電量も増加（減少）します。
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 予定売却電力量が4～9月までは2024年と2025年で同じ値となっているが、10～3月までは変わっている。これは木屋発電所の発電量見込みが24年と25年で異なるためだが、木屋発電所のみ数値が異なるのはどのような背景事情があるからか？ 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 予定売却電力量は、前述のとおり過去30年間の送電実績の平均値を基に、停電作業等により発電できない電力量を減じたものですが、令和6年度と令和7年度で停電作業等が異なるため差が生じています。
非化石価値	<ul style="list-style-type: none"> ・ 契約対象の発電所からの予定売却電力量（所内の消費電力を除く）については、全量に非化石価値ありとの理解で良いか？非化石価値のない電力がある場合、その発電所を教えてください。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 予定売却電力量の全量に非化石価値があります。
電力受給契約書	<ul style="list-style-type: none"> ・ 買取り購入単価は2年間同一単価であることが前提条件となるのか、1年目と2年目の単価を変えた提案も受け入れ可能か？ 或いは、1年目の実績や市況環境を踏まえ、購入単価を見直す条項をいれることは可能か？ 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 2年間同一単価が前提条件となります。 現時点では市況環境の変化による購入単価の見直し（増額又は減額）は考えていませんが、電力受給契約書（案）第27条で記載のとおり、天災事変その他経済情勢の激変等により企業局が必要と認める場合には、買受人との協議により購入単価を見直すことができます。
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公開されている受給契約書は、ひな型であり、条項や文言修正することは可能か？ 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 内容によりませんが、協議により受給契約書の条項や文言の微修正は可能です。

	<p>契約条件として、買受人は企業局の求めに応じ、企業局の実施する提出資料等に関する調査への協力を求められ、発受電月報、その他企業局が指示する書類、と記載されている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 発電月報は企業局が作成するとの理解で良いか？ ・ 年間予定送電量計画、月間計画、週間計画は企業局にて作成し、買受人に提供されるという理解で良いか？ ・ その場合、買受人に提供される時期も教えてほしい。 ・ その他企業局が指示する書類とは具体的に何か？ どのような書類作成をこれまで求めてこられたのか、過去事例を箇条書きで列挙いただくとともに、今後も作成を求められる資料は増えないという理解で良いか？ 	<ul style="list-style-type: none"> ・ お見込みのとおりです。 ・ お見込みのとおりです。 なお、現在は月間計画を作成していませんが、必要に応じて対応いたします。 ・ 提出する時期については、落札者決定後に協議により決定させていただきます。 ・ これまでに書類作成を求めた事例はありませんが、容量市場のリクワイアメント及びアセスメントに係る業務において資料提供（送電実績）を求める可能性があります。
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 契約保証金の金額、その算定方法を教えてほしい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 契約保証金は、契約金額（契約単価×予定売却電力量）の10分の1以上の納付となります。 ただし、山口県会計規則第133条の規定により、契約保証金を免除できる場合があります。
スケジュール	<p>以下に関して、山口県庁内の主要スケジュールとマイルストーンを教えてほしい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 提案書の提出以降～落札事業者の決定（10/12）まで ・ 落札候補者の決定～契約締結まで 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 実施要項11に記載の日程（予定）のとおりです。 プレゼンテーション実施後に審査委員会を開催し、最優秀提案者を決定いたします。 ・ 電力受給契約書の微修正、最優秀提案者との随意契約手続きを行います。

	<ul style="list-style-type: none"> 自治体主導型の地域新電力という事業体（自治体と弊社が共同出資）を設立して、地産地消型・経済循環型の事業を進めるといふ趣旨の事業プロポーザルを弊社では考えており、2年間の短期間では成立し得ないです。そのため、10年を超える長期間での事業期間を前提としたプロポーザルを検討・提案した場合には失格になるでしょうか。 	<ul style="list-style-type: none"> 前提条件として、受給期間は令和6年4月1日から令和8年3月31日までの2年間となりますので、この期間での提案をお願いします。 ※失格にはなりません、10年を超える長期間の提案については評価できません。
	<ul style="list-style-type: none"> 当該事業では、事業当事者である自治体が、自らが保有する電源地点、即ち本件仕様書に示される9ヵ所の水力発電所を当該事業用の電源として動員することになりますが、加えて、自らが保有する需要地点、例えば自治体庁舎、公立学校、病院その他公共施設を当該事業用の需要家として動員することで、需給のベストマッチングを図るコンセプトとなります。この公立需要家の動員を前提としたプロポーザルを検討・提案した場合には失格になるでしょうか。 	<ul style="list-style-type: none"> 提案内容はCO2フリープランの創設及び再生可能エネルギーの地産地消に資する提案であれば失格にはなりません。 ※審査基準は県内企業のCO2削減を後押しする提案となりますのでご注意ください。
	<ul style="list-style-type: none"> プレゼンの日程が9/20～9/22の午前と午後ですが、プレゼンは1回で、日時においては希望をすることが可能ですでしょうか。 	<ul style="list-style-type: none"> プレゼン回数は1回（30分程度）です。実施日時は期間内で調整可能です。
	<ul style="list-style-type: none"> 地産地消型の電力として、卸購入した電気を県内の需要家へ小売供給する際、購入単価が安価であればある程に需要家への小売単価は安価に出来ます。しかし審査基準の購入価格は評価点数が50点とありますが、まずは購入を高く設定する方が評価としては好ましいでしょうか。ただし、購入単価を高くすると、その分だけ需要家への小売単価も高くなりますが、本プロポーザルではその点は是とされるのでしょうか。 	<ul style="list-style-type: none"> どちらが好ましいというものはありませんが、買取価格の評価項目においては購入単価が高いほうが配点は高くなります。その上で県内の販売量が増える提案をしていただければ、環境価値の有効活用の項目についても高い配点となります。
	<ul style="list-style-type: none"> 県内への供給先がなかった場合や上記で質問を挙げさせていただきましたように、購入価格が高い結果として需要家への小売価格が高くなり、需要家のご理解を得られずに予定購入 	<ul style="list-style-type: none"> 県内への販売量については努力義務であり、ペナルティはありませんが、販売量を伸ばすために提案された内容（販売方法等）については実施していただく必要があります。

	<p>電力量に未達が発生した場合、ペナルティはございますでしょうか。</p>	
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 足許の電力価格で考えると市況からそこまでの乖離はないものと考えますが、資源価格や為替の大幅な変化によりエネルギー価格の下落が生じた場合、本件の価格の見直しなどはされる予定でしょうか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 2年間同一単価が前提条件となります。現時点で市況環境の変化による購入単価の見直し（増額又は減額）は考えていませんが、電力受給契約書（案）第27条で記載のとおり、天災事変その他経済情勢の激変等により企業局が必要と認める場合には、買受人との協議により購入単価を見直すことができます。
<p>契約書（案） 第11条契約保証金</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 会計規則第132条の項目では契約保証金の納付の際は銀行保証書でも可能でしょうか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 可能です。
<p>発電見込みの通知</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 発電側見込みの通知について、通知期限を協議することは可能でしょうか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 可能です。
<p>審査基準</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 従量料金と2部料金の採用の有無に関係する割合や採点基準はご教授頂けますでしょうか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 従量料金と2部料金に係る基本料金の割合を総合的に評価しますが、詳細な採点基準については非公表としています。
<p>容量市場の取扱い</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 容量市場の確保金額は落札者に還元されないという認識でしょうか。 ・ 仮に落札者によるペナルティ発生の場合は落札者がペナルティ分を支払う形になるのでしょうか。 ・ 想定される落札者起因による原因は何になりますでしょうか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 容量市場の容量確保契約金額については落札者に還元されません。このため、購入単価についてはこれらを考慮した金額としてください。なお、令和6年度、令和7年度の容量確保契約金額は、参加表明書を提出したもののみに開示します。 ・ 落札者の起因によるものでペナルティが発生した場合は、ペナルティ分を支払っていただきます。 ・ 発電した電力（所内で消費する電力を除く）については全量購入していただくこととしていますが、落札者の都合により全量を購入できない場合等が該当します。
<p>提案書</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 提案書に記載した企画書を年に1回提出する中で、社会情勢等やその他事情により実施予定のスケジュール通りに行かなかった場合はどのようになるのでしょうか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県内への販売量については努力義務でありペナルティはありませんが、販売量を伸ばすために提案された内容（販売方法等）については実施していただく必要があります。提案内容に沿うように努力をお願いします。